

| | | | | |
|-------|-------------|---------|---------|---------|
| | 日用品費 月額 | 2,000円 | 2,000円 | |
| | 備品修繕買替費 月額 | 2,000円 | 2,000円 | |
| はなみずき | 家賃 月額 | 12,050円 | 8,033円 | +4,017 |
| | 食材料費(朝食・夕食) | 18,000円 | 20,000円 | ▲2,000 |
| | 光熱水費 月額 | 9,000円 | 10,000円 | ▲1,000 |
| | 電話代 月額 | 1,950円 | 1,700円 | +250 |
| | 日用品費 月額 | 2,000円 | 3,267円 | ▲1,267 |
| | 備品修繕買替費 月額 | 2,000円 | 2,000円 | |
| やまぼうし | 家賃 月額 | 32,500円 | 22,000円 | +10,500 |
| | 食材料費(朝食・夕食) | 14,500円 | 19,000円 | ▲4,500 |
| | 光熱水費 月額 | 9,000円 | 10,000円 | ▲1,000 |
| | 電話代 月額 | 800円 | 800円 | |
| | 日用品費 月額 | 1,200円 | 1,200円 | |
| | 備品修繕買替費 月額 | 2,000円 | 2,000円 | |
| こぶし | 家賃 月額 | 32,500円 | 22,000円 | +10,500 |
| | 食材料費(朝食・夕食) | 17,500円 | 18,000円 | ▲500 |
| | 光熱水費 月額 | 10,000円 | 10,000円 | |
| | 電話代 月額 | 800円 | 800円 | |
| | 日用品費 月額 | 2,200円 | 2,200円 | |
| | 備品修繕買替費 月額 | 2,000円 | 2,000円 | |

※家賃は平成23年10月障害者自立支援法の改正により定められた特定障害者特別給付費額を含む額です。

「こぶし」については、平成24年度当初に転居する予定です。

＜入居に当たっての留意事項＞

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負います。
- (2) 利用者は、お互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めます。
- (3) 利用者は、社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めます。

支援センターい～な・グーテン(生活介護・就労移行支援)

＜事業目的＞

指定障がい福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」という。)及び就労移行支援(以下「指定就労移行支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、指定就労移行支援(以下「指定生活介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とします。

<運営方針>

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体的清拭、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (2) 指定就労移行支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- (3) 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障がい福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めます。
- (4) 前三項のほか、障がい者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障がい者自立支援法に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

<支援の方針>指定生活介護

個別支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、食事の提供、創作活動、軽作業及び余暇活動の機会を提供します。

- (1) 利用者が毎日元気に、意欲的に自立した生活ができるように支援を行います。
- (2) 利用者・家族が望む生活ができるよう個別支援計画を立て、その計画に基づいたきめ細かな支援の実施に努めます。
- (3) 利用者が創作活動・軽作業等において自己選択、自己決定ができるよう、可能な限り様々な活動の提供に努めます。

<支援方針>指定就労移行支援

一人ひとりを尊重する精神を貫き、作業や職場実習、エンパワメントプログラム等を通して、就労意欲や働く姿勢を身につけ、社会で生活していく力を高める支援を行います。また、積極的な職場開拓や障がい者の新たな職域の開発に努め、支援機関・企業とのネットワークを活用した新たな就労支援の仕組みの構築を進めます。

<名称・所在地>

名称 支援センターい〜な・グーテン

所在地 大阪府箕面市萱野5丁目12番1号

電話 072-726-1141 ファクス 072-726-1142

<職員配置>

管理者1名(サービス管理責任者兼務) サービス管理責任者1名(管理者兼務)

(1)指定生活介護

医師 1名(非常勤職員) 看護職員 1名(非常勤職員)

生活支援員 7名(常勤職員3名 非常勤職員4名)

(2)指定就労移行支援

職業指導員 1名(常勤職員 1名) 生活支援員 1名(常勤職員 1名)

就労支援員 1名(常勤職員 1名、)

<営業日及び営業時間等>

(1)営業日 月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。

(2)営業時間 午前9時から午後5時45分

(3)サービス提供日 月曜日から金曜日ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。

(4)サービス提供時間

(ア)(指定生活介護) 午前9時30分から午後4時00分

(イ)(指定就労移行支援) 午前9時00分から午後4時00分

<利用定員>

(1)指定生活介護 24名

(2)指定就労移行支援 12名

<主たる対象者>

知的障がい者(18歳未満の者を除く)

<通常事業の実施地域>

(1)指定生活介護

箕面市、豊中市、池田市及び吹田市の全域

(2)指定就労移行支援

大阪府内の全域

<サービスの内容>

(1)指定生活介護

(ア)生活介護計画の作成

(イ)食事の提供

(ウ)清拭

(エ)身体等の介護

(オ)創作的活動(絵画・アート・さをり織・陶芸・農作業等)、リサイクル・エコ活動

(カ)日常生活能力の維持・向上のための支援

(キ)生活相談

(コ)健康管理

(サ)訪問支援

(シ)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(ス)日課

| | | | |
|-------|-------------------|-------|---------------------|
| 9:30 | 通所 バイタルチェック | 12:00 | 昼食 |
| 10:00 | 午前の活動 | | 昼休憩 歯磨き |
| | さをり織り 手芸 編み物 | 13:00 | 午後の活動 |
| | 貼り絵 ちぎり絵 水墨画 絵画 | | 午前の活動に加えて 自治会(本人)活動 |
| | エコキャップ 作業(不定期)バザー | | 調理実習 |
| | 陶芸 音楽 | 15:00 | おやつ |
| | 散歩 園芸 畑 | | 終礼 |
| | 動作法 | 15:30 | 帰宅準備 |
| 11:30 | 健康体操 口腔体操 | 16:00 | 退所 |

(イ)から(ス)に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

(2)指定就労移行支援

支援内容

1. 作業支援

建物内の清掃及びリネン作業を通じて、基礎体力や基本的な労働習慣を身につける支援を行います。また、水耕栽培やパソコンスキルの向上等、障がい者の新たな職域拡大のための作業内容も検討します。

2. 就労支援

企業見学、体験実習、ジョブガイダンス等を実施し、一般就労に必要な知識及びモチベーションの向上に努めます。また、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、障がい者職業センター等の支援機関とのネットワーク構築や、企業とのネットワーク・協力関係構築に努め、一般就労移行及び定着に向けた支援ならびに雇用の拡大に向けた積極的な働きかけを行います。

3. スキルアップ支援

パソコンスキル向上のためのプログラム、ホームヘルパー養成講座の実施など、障がい者の新たな職域開発のための支援を行います。

4. エンパワメント支援

グループワークをはじめとする研修会や行事の企画実施、調理実習やスポーツ等の活動を通じて、利用者自身が本来持っているがんばる力、新たな可能性等を引き出す支援を行います。

(ア)就労移行支援計画の作成

(イ)食事の提供

- (ウ)就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (エ)生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練
- (オ)身体等の介助
- (カ)施設外訓練(清掃作業等)
- (キ)実習先企業等の紹介
- (ク)求職活動支援
- (ケ)職場定着支援
- (コ)生活相談
- (サ)健康管理
- (シ)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (ス)日課

| | |
|-------------|---|
| 8:45 | 来所 更衣 |
| 9:00 | ラジオ体操・朝礼 |
| 9:30~12:30 | 午前作業 ・箕面育成園清掃 |
| 12:30~13:30 | 休憩(昼食) |
| 13:30~15:45 | 午後作業 ・ゲーテン清掃 (その他プログラム) ・就労プログラム1回/月 ・パソコンプログラム2回/月 ・グループワーク1回/月 ・調理実習1回/2ヶ月 ・スポーツ1回/2ヶ月 |
| 16:00 | 終礼 |
| 16:15 | 退所 |

(イ)から(ス)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

<工賃の支払等>

指定生活介護及び指定就労移行支援の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を該当する利用者へ工賃として支払います。

<利用者負担>

障がい者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほか、次のとおり利用者の負担とします。

(指定生活介護)

- (1)創作的活動に係る材料費の実費
- (2)日用品費の実費
- (3)次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、

公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収します。

なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収します。

(ア)1回(片道)につき500円

(イ)(ア)のほか 駐車場を利用した場合はその実費

(4)その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は実費負担とします。

(指定就労移行支援)

(1)就労訓練に係る材料費の実費

(2)日用品費の実費

(3)その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は実費負担とします。

(表8)指定生活介護に係る利用者から受領する額

| サービスの種類 | サービスの内容 | 金額 |
|---------------|---|--------------------|
| 食事サービス | 食事代 | 350円 |
| 創作的活動等 | 創作的活動等を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用 | 実費 |
| 日常生活上必要となる諸経費 | 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関する費用 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 | 実費 |
| 社会生活上の便宜の供与等 | 日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行した場合 | 1回 500円 |
| その他 | ・証明書諸書類の発行代 ・事業の実施地域(箕面市、豊中市、池田市及び吹田市)以外の地域に訪問支援をした場合 ・駐車料金 | 200円 500円 実費 |

その他の支援センターい～な全体の事業活動

1. ボランティア

利用者のニーズに応えられるようボランティアの発掘に努めます。

2. 地域との交流

地域に根ざし、開かれた施設となるため近隣の学校、福祉施設、障がい者団体、近隣の店等との交流を図ります。

3. 家族会活動

家族会の役員会を定期的開催します。家族会の総会は5月に開催し、事業報告・事業計画・決算・予算等を審議します。また、必要に応じて臨時役員会及び臨時総会を開催します。

また、育成会支部代表者会議、施設部会、育成会諸行事、懇親会への参加および家族役員会・旅行・育成園の行事に参加し親睦を深めます。

4. 啓発活動

機関紙「ささゆり」を年3回発行し、関係諸機関へ配布します。また、福祉を学んでいる学生やヘルパーに現場実習の機会を提供し福祉の向上のために広く貢献します。

実習生・ホームヘルパー養成研修受講者等を受入れ、社会福祉の専門職員による知識、技能等の習得を支援し人材育成のための指導を行います。

5. 施設設備の改修等

面育成園の生活環境の充実を目指し施設設備の改修・改善に計画的に取り組みます。

6. 職員研修

い～なの職員の人権に関する知識理解の醸成及び利用者支援の質の向上を目指し計画的に職員の人権研修を行います。